

對する機會均等主義を樹立すべく、全力を擧げて努力せねばならぬ。伊太利は早く此點に留意して屢々其主張を爲し來つた。其中移民制度は今や多少他國の同情を得て既に正式の論議に上りつゝあるに反し、天然資源に對する機會均等主義實行の第一着手たるべき原料物資の自由交換、換言すれば輸出關稅其他入爲的方法に依つて他國の原料物資の取得を困難ならしむることを目的とする一切の方策を廢止すべき旨の主張は今日尙多く顧みられて居らぬ。而して吾國は此二問題について伊太利と利害關係を同じうするもの多きに拘らず、經濟的帝國主義の迷夢に捉はれて居る吾國の爲政者は只管大國の鼻息をのみうかゞつて、吾國の當然主張すべきものを主張して居ない。かくの如きは實に吾國をして今後益々困難なる境遇に陥らしむるのみであつて、決して百年の大計ではない。

無論移民の自由と云ひ、原料物資の自由交換と云ひ、それは何れも經濟的帝國主義に對する正面よりの反對である。否少くとも制限である。現在廣大なる土地を擁し、豊富なる資源を藏する國々は素より容易に之を承認すべき譯がなからう。けれども今や一方に於て正義人

道の名に於て又世界的恒久平和の名に於て國際勞働會議の必要が盛に唱導せられつゝある際、私が以上説明し來つた勞働條約と恒久平和との理論的矛盾を眞向に振りかざしつゝ、正義人道の爲め世界的恒久平和の爲めに、公明正大に移民の自由と原料物資の自由交換とを唱導することは吾國の此際執るべき最も正しい態度であると私は信ずる、而して若し此主張にして行はるゝに於ては一方に於て勞働條約に依る各國勞働條件の均一より生ずべき領土爭奪熱を緩和すると同時に、他方に於ては又吾國の如き勞働者の實力弱き國に於ても敢て勞働者の向上を壓服することなしに國を立てることが出来るのであると私は考へる。

人々は此途を目して遠いと云ふかも知れない。乍併諸君は此際最も近い途は戦争か革命であるといふ事を忘れてはならない。而して諸君が若しその近い途を好まないのならば遠くともいゝ、遠からずして當然に行き詰まるべき經濟的帝國主義の權道に戀々たらんよりは、寧ろ正々堂々の途に就くべきである。少くとも勞働會議ある毎に消極的防禦的なる見苦しき態度をとらんよりは、寧ろ此永遠の將來を目指して積極的態度をとるべきであると私は考へる。



以上の私の議論は動ともすれば反つて、労働条件の拒否に依つて経済的帝國主義を續けやうとする人々の爲めに悪く利用される恐れがある。何故なれば、私の議論は結局、唯條約に依つて漠然と各國の労働条件を均一ならしむると云ふが如きことは事實上不能だと云ふことに歸着するからである。けれども私は此等の人々に向つて特に私の議論の中、吾國の如き天然資源に乏しく從來僅かに低廉な労働に依つてのみ經濟競争を續けて來た國は今や遠からず經濟的帝國主義を抛棄せねばならぬ運命に立ち至るのだと云ふ點に留意せられんことを希望する。然らずして諸君が經濟的帝國主義を固守することが長ければ長い程愈々それを維持することの出来なくなつた曉に於ける吾國の立場は益々苦しいものとならねばならないのである。

世界的恒久平和の理想を目標としつゝ、吾國の將來労働會議に對して執るべき態度は正に上述の如きものでなければならぬと私は確信する。

### 陪審法案を讀みたる後の感想



大正十年の秋初めて陪審法案が發表された際、東京日々新聞の求めに應じて書かれた批評文が即ち本稿である。此文を讀まれる方は次の「無産者の立場より見たる陪審制度」をも併せて讀まれることを希望する。

—

『法律は主智的なものだ。總て感情を抜きにして理智を以て冷靜に判斷しさへすれば、すべての法律問題は旨く解決される。依つて得た所の結果が假令時には世俗の常識的要求に合はぬことがあつても、それは唯世人の無智に因るものだ。法律の罪ではない。苟も法律家たるものはかゝる愚民の要求に惑はされずに専ら自己の理性に聽いて勇往邁進すべきだ。其所に法律家の使命があるのだ。』

私は法學生として屢から云う言葉を聞かされた。此勇壯な言葉を耳にしたとき、若い血潮の湧き立つて居た吾々の胸はどんなにか躍り立つたであらう、私は今も尙當時の感激した心持を思ひ起すことが出来る。所が此言葉は單に過去に於て吾々が教室で教へられたのみならず、其後今日も尙一般に教へられ、一般に信ぜられ、而して今や我國の殆ど總ての人々は、法律家たると非法律家たるとの別なく法律を以て總てかくの如きものだと考へるやうになつたら



しい。唯彼等の中の或者は其所に法律の權威を認めて自ら其冷靜と公平とを誇り、又他の者は其所に憎むべき人間離れのした冷やかさを感じて法律に對する反感を持つといふ差異があるに過ぎない。要するに法律がかくの如きものだと言ふことは今や一般に運命的な事物當然の性質だと考へらるゝに至つた。

二

若しも此『法律は主智的なものだ』と云ふ命題が現在一般に信ぜられつゝあるが如く争ふべからざる公理であるとすれば、陪審制の可否を今更らしく論ずるのは確に愚である。何故なれば少くとも理智の一點に於ては多年法律の教育を受け法律を研究し法律を取扱つた専門的職業法律家の判断が法律智識の皆無な全くの素人から選出された陪審官の判断に劣る譯がないからである。其方面から考へれば陪審官の採用は明かに法律の退歩である。然るに今や此制度の採用が獨り一部民間の要求に止らずして政府の法律案にまでなつて眞面目に考

究せられつゝある。彼等は果して法律の退歩を希望してゐるのであらうか。

専ら理智を頼りにして誠心誠意法律を取扱ひつゝある善良な司法官は殆ど例外なく陪審制度の反對論者である。それは彼等として尤も千萬な態度である。多年の教養と經驗とに依つて信念と知識とを得た眞面目な裁判官がどうして彼等自らの裁判を自ら批議し得よう。其裁判権の一部を彼等から見れば衆愚としか見えぬ陪審官に任すと云ふ氣をどうして起し得よう。彼等は殆ど異口同音に『陪審は裁判の内容を悪くする。裁判を不公平にする』と云ふ。さうして西洋諸國に起つた例外的の事例を事々しく誇張して陪審制度の弊害を説く。甚だしきに至ると陪審制度の要求は輿論の聲にあらずして、實は一部辯護士の利己的要求に過ぎぬと説く。

成程、理智のみを標準として批判すれば、現在の裁判は——時々起る僅の誤判を除く外——大體に於て公平のものと云へよう。又更に單純な専門的理智を離れて世俗的常識的に判断して見ても現在の裁判の多數は必ずしも不當だと云ひ得ない。否寧ろ大多數は正當なり



と見るのが公平な見方だらう。乍併それは司法官の自ら誇る理智の力ではなくて、彼等も亦吾々と同じく「人間」なるが故に得らる、結果に過ぎない。司法官も幸ひに吾々と同じく「人間」なるが故に其裁判が大體吾々の「人間性」を満足させるのである。乍併縦令外例的なにせよ裁判官が其理智のみを頼りにして誠心誠意與へた所の裁判が一般世俗の人間性に適合しない場合があるとすればどうだらう。僅かな學校教育と狭い生活經驗と貧弱な一般教養との持主に過ぎない司法官——無論それは司法官に限つたことではないが——は此際果して輿論を蔑み世俗を嘲りつゝ、自ら獨り高く居ることが出来るのだらうか。否、此際彼等の最も力むべきは争ふべからざる「人間」の要求を靜かに聽いて自ら謙遜し自ら反省して身の足らざるなきやを愛ふべきことである。「爾人を議すること勿れ」。而かも社會制度上偶々其「議すべき地位」に置かれた人々の日夕心掛くべきは、謙遜と自省と修養とでなければならぬ。淺薄な理智と狭少な生活經驗と貧弱な一般教養とを恃みにして自然の生みなせる「人間」の自然の要求を無下に蔑み嘲るとは、何と云ふ罪深い高慢さだらう。

今や輿論は陪審制を要求する。それは今迄の主智的法律學に對する人間性の反逆である。理智にのみ誇れる司法官に對する人間性の謀反である。故に陪審制に對する賛否は主智的法律學を棄つるや否やに依つて決せらるゝのである。一體人間は朝から晩まで色々なことをする。而も其動機を一夕後から反省して見ると、吾々は決して理智のみを規準として働いてゐるのではなく、同情歡喜嘆美感激驚愕憤怒嫉妬其他無數の心の働きの吾々をかつて色々なことをさせるのだ。それが眞の人間なのだ。司法官も實は其一人に過ぎないのだ。それでこそ吾々は彼等に裁判を任せるのである。然るに此人間を取扱ふべき司法官が、やゝともすれば、自らを理智のみを以て働く一種特別の神聖(?)なものゝやうに誤想し、世の人間も亦總てかくありかくあるべきものなりと假定して、事件を取扱ひ裁判を與へる。其所にどうして人間味のある裁判が生まれよう。かくして法及び裁判に對する一般人の依頼が漸次に減退し行くとき、どうして社會の秩序が保たれ平和が維持されよう。

此根本的弊害を防ぐ方法は色々あらう。云ふまでもなく従來の主智的な法律學を棄て、人



間の全人格的要求の上に立つ所の新法律學を樹立することは此際最も必要な急務であらう。又立法者なり司法官が在り合せの小智慧をのみ頼りとせず、廣く知識を世界に求むべきは勿論其「人間」としての一般教養を積んで僅なりとも「人を議する」資格を得よう、心掛けることも大に必要であらう。乍併陪審制の確立が此時弊を救ふべき更に重要な第三の事柄であることを忘れてはならぬ。官僚より見れば單なる愚民としか見えないかも知れぬ。併し毎日々々色々な商賣に従業して自然に人間生活を経験した多數の人々の「人間」としての判断は、之を「學校より官廳へ」の單純な容易な順潮な生活を營んだに過ぎぬ官僚諸公の判断に比すれば——理窟は兎に角として——より多く「人間的」妥當性を含んで居る。自ら豊富な理智を藏しつゝ、低く謙遜して事を「人間」の判断に聽く。其處に眞の司法官の心掛があり陪審制の根本精神があるのである。

私は陪審制のみに依つて刻下の弊を救ひ得るとは思はない。又今回の政府案を以て完全無缺なりとするものではない。乍併理智のみを頼りにしてゐる職業的法律家が熱心に且眞面目

に陪審制に反對しつゝあるのを見て、「諸君は此際意見を述べる資格がないのだ」と云ひたいたのである。

以下此思想を基礎としつゝ、政府案の内容に就いて一言して見ようと思ふ。

### 三

一體裁判官が事件を取扱ふに當つて彼等を導く最も大きな力は何だらう。彼等が與へた判決を通して表面的に觀察すればそれは彼等の理智であるらしい。彼等も自らかく信じ又は少くともかく信ぜんと欲して居るらしく見える。併し茲に新しい事件が裁判官の机前に横たへられたとして、彼等の頭腦に先づ第一に浮ぶものは事件に對する彼等の結論であらうか、それとも又先づ道行を考へて後初めて結論に到達するものだらうか。若しも彼等が正直に答へてくれるならば、異口同音に「それは無論結論である。理窟は——時間的ではなくとも少くとも觀念上は——後から附くに過ぎぬ」と答へるに違ひない。又實際多數の裁判官はかく答



へる。然らば彼等が事件を讀過した際突嗟に浮び出る裁判の「結論」は何處から出て來るのだらうか。小理智からだらうか、又は全人格からだらうか。それは無論後者でなければならぬ。彼等は人間として其人格全部の發露として、先づ「結論」を生む。然る後之に理智の批判を加へて法治主義の要求に背かざらむことを期する。而かも其初めに生まれた「結論」は後の理智的段階に及んでも、尙強く裁判官の頭腦を支配すること勿論である。之れを裁判官豫斷を抱くものなりとして非難してはならぬ。裁判官も人間である。人間をして裁判をなさしむる以上かくなるべきが當然である。之を非難するは望むべからざるを望むものであり又望ましからざることである。私は裁判官自ら自省に依りて此眞實を感得し此現實を暴露するところが司法改善の第一歩だと思ふ。

かくの如く裁判官の頭に先づ最初に浮ぶものは事件に對する彼れの「結論」であり、而してそれが理智的段階に至つてまでも彼等の頭を強く支配するものだとするれば、其「結論」の産みの親たる全人格の完成が單なる法律的知識よりは遙かに大事だと云ふことが分る。無論法

律的知識は大に必要である。併し裁判官が「人間」として立派な人であり、「人を議する」に足るべき人であることはそれより以上に必要である。何故なれば其所に裁判の基調を形作る「結論」が生まれるのだから。

裁判官は眼前に展開された個々の具體的事件を自然の眼を以て自然に正直に觀察せねばならぬ。かくして觀察し得た所のもものが彼等の全人格に觸れて自然に湧き出るものが「結論」である。其「結論」は抽象的に理智のみから導き出されるのではない、導き出されてはならないのだ。具體的に自然的に湧き出さねばならないのだ。

#### 四

今纏つて陪審官の心理を考へて見る。彼等が事件に付いての「結論」を得る道筋も略裁判官のそれに均しいものと見ねばならぬ。殊に彼等は法律を知らざるが故に其判斷の主調を爲すものは何所迄も彼等の全人格である。「人間性」である。眼前に展開された具體的事實がそ



のまゝ、彼等の「人間性」に觸れて鳴り出づるものが陪審官の「評決」に外ならぬ。而して茲に最も注意すべきことは、彼等の眼前に展開された雑多の事實の中から犯罪事實の有無を見出たす認識作用と此事實を罰すべきや否やを判断する心理作用とは相互に全く分離すべからざる相關々係を有すると云ふ事實である。此ことは裁判官についても全く同じであるに拘らず、從來多數の學者は法律問題と事實問題との間に截然たる境界あるが如くに考へてゐる。併し其明かに誤りなることは思慮ある司法官諸公の自ら省みて感得せらるゝ所だと思ふ。殊に法律的知識のない陪審官にとつて犯罪事實の有無に關する事實問題と之を罰すべきや否やの法律問題とを分けて考へることは全然不可能である。少くとも極めて困難である。眼前に展開された具體的事實の認識がそのまゝ、彼等の「人間性」に觸れて自然に——理窟を抜きにして

——「有罪」乃至「無罪」の「評決」となつて現はれる。それが陪審制の主要點である。然るに今法案第九十一條に依ると、陪審官は唯「犯罪構成事實の有無」を判断するだけで「有罪無罪」を決すべきものではないとされてゐる。而して當路者の説明に依れば之れは専ら

陪審法をして憲法に違背することなからしめんとするの用意に出たものと云はれてゐる。乍併陪審官にかくの如きことを要求して果して何物を得るだらう。

事實を認識した彼等の脳裡には認識と同時に直に「結論」が浮ぶ。然るに其「結論」を問はずに事實認識の結果だけを問はんとする。事それ自身が既に無理である。

先づ第一に「犯罪構成事實の有無」を認識することなれば素人の陪審官よりは経験ある裁判官の方が遙かに適任である。何故に其適任者を棄て、不適任者を探らんとするか私には其理由が分らない。

第二に、陪審制の長所は素人たる十二人の陪審官の「人間性」に訴へて今眼の前に置かれた犯罪人其人を罰すべきや否やを決せしむるに在ること既に上述の通である。専門的職業法律家たる裁判官が事件讀過の際全人格の發露として突嗟に得る所の「結論」よりは、生活の経験と常識とに富める普通の俗人十二人の「人間性」から湧き出る「結論」を尊重せんとするものが陪審制度抑もの精神である。然るに陪審官を以て單なる「犯罪構成事實の有無」を判



定する者たらしめんとするが如きは全く肉を棄て、唯骨を残すの愚を犯すものと云はねばならぬ。

第三に、今假りに陪審官に對して唯「犯罪構成事實の有無」のみを判定せよと命じたとして、彼等は事實果して何を爲すだらう。私は今の裁判官が或る人について其犯罪構成事實が明白なるに拘らず尙之を無罪たらしめんと欲する場合に屢「證據不充分」なる理由を借りると云ふ事實を耳にする。現に嘗て某々大官の外國紙幣偽造事件が「證據不充分」の故を以て無罪となつたとき世人は何と云つたらう。證據は充分なのだ、之に法律を適用すれば免す途はない、而も免したい場合に裁判官の使ふ最後の手段が「證據不充分」なのである。裁判官すらそれをやる。法律的知識のない陪審官に向つて「犯罪構成事實の有無」を尋ねるとき、彼等の心中に當然浮ぶべき「有罪無罪」に關する意見が意識的乃至は無意識的に「犯罪構成事實の有無」に關する彼等の意見までをも左右するに至るべきは見易き道理である。彼等が「無罪」と信ずるとき、之を表面上云ふことの出来ない彼等は其同じ目的を達するが爲めに

存在の明瞭な「犯罪構成事實」までをも否定するに至るべきは想像に難くない。

現に一昨年白耳義では從來の陪審官が單に「有罪」又は「無罪」とのみ答を爲し得たに過ぎなかつたのを改めて、「有罪」の中にも一等二等の段階あることを認むるに至つた。其理由は從來の如く單に「有罪」又は「無罪」の答を爲し得るに過ぎぬことにして置くと、陪審官が犯罪構成事實の存在は確かだが極く軽く罰して置きたいと思ふ場合に、若しも單に「有罪」と答へれば動ともすれば裁判官に依つて重く罰せられる恐れがあるから、陪審官は故意に所信を枉けて「無罪」と答へて仕舞ふ弊があつたからだと傳へられてゐる。それで「有罪」の中に更に等級をつけて刑罰の輕重に就てまで陪審官の意見を容れること、したのである。

私は我國の陪審官が將來「犯罪構成事實の有無」を問はれた曉に彼等も亦之と同じことをやりはせぬであらうか、それを大に恐れるのである。成程これに依つて陪審官をして有罪無罪までも決せしむると云ふ陪審制の精神を事實上貫徹し得るが如くに見える。併し乍ら斯くの如きは畢竟法律を以て國民に虚言の風習を教ふるもの、立法者の最も意を用ひて慎むべき所



である。

要之、立法者は憲法違反を恐れて陪審制の精髓を棄て、しまつた。それでは何にもならぬ。それ程陪審制を布くことに熱心であり、而してそれが憲法に違反するならば何故に憲法改正を企てないのだらう。然らずして徒に精髓を棄てた陪審制を布かんとするが如きは國民の大に迷惑とする所である。

### 無産者の立場より見たる陪審制度



多年の懸案たりし陪審法案は遂に議會を通つた。不日法律として發布せられ、實施せらるるに違ひない。

元來陪審制度は議會制度と並んで、デモクラシー政治の兩翼を成すものである。從來官僚に依つて壟斷されて居た立法權が議會制度樹立の結果として『民意の代表者』たる議會の手に移つたと同じ様に、今まで官僚裁判官の手に獨占せられ執行されて居た司法權が一般庶民の干與の下に行はれる様になる、それが即ち陪審制度である。成程、陪審制度、殊に今回採用されたやうな刑事陪審の制度は、獨り刑罰法規に觸れた或る例外的の人々にとつてのみ直接利害關係があり、従つて議會制度の如く一般人民の利害にとつて甚しく緊密直接の關係はないとしても、民權が段々と擴大して漸次に官僚の權力を侵蝕してゆく現象たるの點に於て、二者の間に甚しき相似點の存することは素より言ふまでもない。唯議會制度の侵蝕するものは官僚



の立法権であるに反し、陪審制度の侵蝕せんとするものは司法権である、と云ふ一點に於て差別があるに過ぎない。

然るに、嘗て議會開設の爲めに身命を賭してまでも奮闘した人々及び其後繼者たる現代吾々の同胞は、今日陪審制度が議會の問題となり、又今將に制度の上に實現されて吾々の間に行はれやうとして居るにも拘らず、殆ど之に向つて何等の注意をも拂つて居ない。成程一二の學者乃至政論家は之を論じた。新聞紙の論説欄も亦多少之を取扱つた。けれども輿論は終に起らなかつた。一般庶民は陪審制度の何物なるかに付いて何等の知識を有せず、彼等の中の多少教育ある者と雖も、陪審法案が終に議會を通過したと云ふ事實に付いてすら正確なる知識を持つて居ない。其昔議會開設の爲めに血を沸かした吾々日本國民も、今やデモクラシー政治の残りの一翼たる陪審制度が將に成らうとするに際し、之に向つて何等の熱心をも示す所がない、彼等はすべて極めて冷淡である。彼此時を距つること僅かに四十年、しかして民心の冷熱かくの如くに甚しき差異あるは果して何故であらうか？ 人或は之を目して現代日本人

の政治に冷淡なる一般傾向の一表現に過ぎないと云ふ。さうして此機會に於て又一般國民の國事に不熱心なることを非難しようとする。

成程、現代日本人の國事に不熱心なることは極めて明瞭な事實である。けれども、それが果して非難せらるべきことなりや否やを定める前に、吾々は先づ其所謂「國事」の意義如何を明かにせねばならない。何故なれば、今や一般庶民は嘗て其すべての望みをかけた「國家」に向つて甚しき失望と不信用とを示して居るのだから。

私は、之より以下陪審制度が果して現代一般庶民の司法制度に對する不満を醫癒するに適當なる制度なりや否やを検討して、一般國民の此の問題に對する不熱心の由つて來る所以を考察して見たいと思ふ

## 二

從來刑事裁判は國家的規範たる刑罰法令のみを規準として行はれて居た。無論、刑法理論最



近の發達は漸次に裁判官の自由裁量を容るべき範圍を擴張せしむるの傾向がある。而して、裁判官も亦彼の裁判を受くべき被告人と同じ社會に同じ様な日常生活を営みつゝある『人間』である以上、かくして『社會』的要素乃至人間的要素が漸次に裁判の上に濃厚なる影を投ずるに至るのは極めて自然である。けれども、職業的裁判官は畢竟一種の官僚に過ぎない。彼等は憲法上其地位を保證せられ、従つて濫りに行政系統の權力に依つて干渉を受けることはなほ蓋し當然であつて、所謂『司法官の化石』はかくして生まれるのである。此故に人々は、眞に社會に行はれつゝある社會的規範を生きながら參酌することに依つて、眞正なる合社會的の裁判を行はしめむが爲めに、陪審制度の採用を主張する。さうして社會人としての陪審をして直接裁判の上に社會的意見を述べしむることに依つて國家の裁判を社會化せむと考ふる。

此陪審制度の採用に依つて『裁判の社會化』を計らむとする思想は、現在司法權を獨占しつゝ自己のみが恰も唯一の社會的正邪を判斷すべき資格あるものゝ如くに自惚れて居る司法官

諸公にとつて、極めて意味深き教へを含んで居る。而してこの意味に於ては私も亦一の陪審贊成論者であつて、其主旨を言現はさんが爲めに嘗て新聞紙上に於て『官僚より見れば單なる愚民としか見えないかも知れぬ。併し毎日々々種々な商賣に従事して自然に人間生活を経験した多數の人々の『人間』としての判断は、之を『學校より官廳へ』の單純な容易な順潮な生活を營んだに過ぎぬ官僚諸公の判断に比すれば——理窟は兎に角として——より多く『人間的』妥當性を含んで居る。自ら豊富な理智を藏しつゝ、低く謙遜して事を『人間の判断に聽く。其所に眞の司法官の心掛があり、陪審制の根本精神がある』と主張した。而して又『理智のみを標準として批評すれば、現在の裁判は——時々起る僅の誤判を除く外——大體に於て公平のものと云ひ得やう。又更に單純な専門的理智を離れて世俗的常識的に判断して見ても現在の裁判の多數は必ずしも不當たとは云ひ得まい。否寧ろ大多數は正當なりと見るのが公平な見方であらう。乍併、それは司法官の自ら誇る理智のみの力ではなくて、彼等も亦吾々と同じく『人間』なるが故に得らるゝ結果に過ぎない。司法官も幸ひ吾々と同じく『人間』なるが故



に、其裁判が大體吾々の『人間性』を満足させるのである。乍併、縦令例外的なるにせよ、裁判官が其理智のみを頼りにして誠心誠意與へた所の裁判が一般世俗の人間性に適合しない場合があるとするればどうだらう。僅かに學校教育と狭い生活經驗と貧弱な一般教養との持主に過ぎない司法官——無論それは司法官に限つたことではないが——は、此際果して輿論を蔑み世俗を嘲りつゝ自ら獨り高く居ることが出来るのだらうか。否。此際彼等の最も力むべきは争ふべからざる『人間』の要求を靜かに聽いて自ら謙遜し自ら反省して身の足らざるなきやを憂ふべきである」と云ふ意味の議論を公にしたことがある。而して此の意味に於て私は今日も尙立派な陪審賛成者である。

けれども、私は今日所謂デモクラシーなるもの一般に向つて甚しき疑念を抱き、議會制度に向つて極度の失望を感じつゝあると同じ意味に於て、陪審制度の價値に付いても亦甚しき疑問をもつて居る。人民すべての爲めに『自由』と『平等』とを確保すべく無限の望みをかけられた議會は、遂に或る僅少範圍の人々の手に壟斷されて、反つて『適法』に『平和』に或る他の人々

を壓迫すべき機關となり終つた。それは今日決して一般人民の爲めに自由と平等とを確保すべき機關となつて居ないのである。

## 三

嘗て國權が封建的君主と其官僚との手に壟斷されて居た時代があつた。彼等の専制の下に抑壓されて居た人民は、『國家』の名に於て國權を彼等の手中に奪ひ去つた。さうして其『國家』は國民全體より成る一個の有機的實在であつて、國權は其の手中にあるのだと考へた。さうして、共和國にあつては議會が、又立憲君主國にあつては國王と議會とが共同的に、彼等を代表する『國家』の機關として國權を行ふのだと考へた。人々はかくして國權が國王より國家の手に奪ひとられたるとき、其所に『自由』にして『平等』なる理想の世の中が生まれ出るのだと空想したのである。

けれども、其後幾何もなくして、其所謂『國家』も實は或る僅少なる人々の機關に過ぎない



と云ふ事實が曝露された。「國家」の名の下に國王の手より奪ひ去られたる權力が實は今や其の僅かなる人々の手中に壟斷せらるゝに至つたことが見出された。美しき名のデモクラシーが生まれても、被抑壓者は依然として其の抑壓を脱することが出来ない。法律學者出で哲學者現はれて極力國家の有機的一體たる所以を論證せんとした。けれども抑壓者と被抑壓者との對立狀態としての現實的社會は終に此の理論的なる概念的國家を否定し去らなければ已まない。茲に於てか、眞の「自由」と「平等」とに憧憬する人々は最早デモクラシー國家に向つて何等の望みを囑することなく、従つて又其議會から何物も期待しないのである。所謂デモクラシー的國家と其議會とは嘗て國王の專制を打破すべき手段として立派に其役目を果したけれども、今は反つて或る人々の或人々を抑壓する制度となり機關となり終つた。被抑壓者は今や「社會」の名に於て「國家」の權力壟斷を否定し去らんとして居る。

封建的君主の專制に對抗する意味に於て國民は一個の統一的陣營を成して居たけれども一度アモクラシーの捷利に因る「國家」の確立に依つて權力が「國家」の手に移つたとき、さうし

て最早敵として戦ふべき專制君主の存在せざるに至れるとき、國民はいくばくもなくして二個の陣營に分れて相對立するに至つた。而して國家的權力がすべて其一の陣營に依つて壟斷せらるゝに至つたとき、佛蘭西革命的デモクラシーと其議會制度とは既に全く其本質的精神を失つたのである。

此意味に於て議會制度は制度そのものとして既に過去のものである。而して私は陪審制度も亦同じ意味に於て既に過去のものだと言張りたいのである。それは專制君主と其官僚とに依つて獨占せられたる司法權を人民の手に奪はんとする制度である。嘗て對專制君主の關係に於て熱狂しつゝ、固く團結して居た國民は、其思想に於て又其利害に於て大體統一をもつて居た。従つて彼等の中の何人かをして裁判に干與させさへすれば、會々其人の何人なるかに依つて甚しき差異を生ずることなしに、國民の自由はすべて自ら確保されると考へることが出来た。而して陪審制度の政治的效用は實に茲に發揮されたのである。

けれども、愈々デモクラシーの確立した今日、同じ一個の有機的實在を成すものだと考へ



られて居た『國家』は最早事實に於て二の對立した陣營に外ならぬことが發見された。さうして國民の中甲の美とするものは之を醜とし又乙の善とするものは之を惡とするの事例は日常類々として吾々の認識し得る所となつた。時代は最早かくの如くに變化したのである。して見れば、今日陪審員名簿の中から偶然に選出された或る陪審員をして偶然或る事件の陪審官たらしむることは、それ自身必然に甚しく不公平な結果を生み出す虞れがあると言はねばならない。何となれば、實際選出された陪審員の多數が會々其具體的事件は惡なりと判斷したとしても、それは決して國民の多數も亦同じく之を「惡」なりとすることを推論せしめないからである。嘗つて對專制君主の關係に於て人民の團結したる時代にあつては人民の代表者たる陪審員は能く人民の自由を確保することが出来た。さうして統一したる民心は、偶々何人が陪審員となるかに依つて甚しき不公平を生ぜしむることなく、又假りに之ありとするも從來對專制君主の關係に於て彼等の感じたる不満がかくして救濟されたことは能く彼等をして此種の不公平を忍ばしむることが出来たのである、然るに今日にも早や其時代ではな

い。

殊に、今回議會を通過した陪審法案は陪審員たり得る者の資格を或る種の有産者に限つて居る。而かも現在の社會は明かに有産者と無産者との對立状態を示して居る。而して彼等は互に利害を異にするのみならず、善惡美醜に關する判斷をすら同じくして居ない、かくの如き社會に於てかくの如き陪審法を行ふことに因つて生ずべき結果の不當なるは何人も容易に之を想像することが出来る。無産者は今日のデモクラシー議會に依つて何物をも與へられざるが如く、陪審法に依つても亦何物をも與へられないのである。

## 四

それは、一九一四年七月三十一日歐洲大戰が今將に其火蓋を切らうとして居た日の夕刻であつた。其月初め此方將に開始されんとして居た戰爭を國際社會主義の立場から極力防止せんとして、「反逆者」「公敵」其他あらゆる罵聲を浴び乍ら南船北馬能く同志と共に奮闘して居



たフランス CGT の巨頭 Jean Jaurès は、此日も亦終日政府當局を説いて參戰の決意を翻さしめんと努力した。夕景「ユマニテー」紙の事務所に歸つて忙しく仕事をとつた彼はやがて同僚と共に近くの小料理店に靜かな晚餐をとつた。食後かれは仲間の一人が其友人から示された子供の寫眞を窺き見ながら愛憎よく其子の齡をき、などした。

所が其の平和な瞬間である。突然「愛國者」の魔手が料理店の窓から現はれた。そして其手に握られた拳銃は正にジョーレスの後頭をねらつた。彈丸は飛んだ。果して彼を打つた。さうして此の尊敬すべき平和の使徒はそのまゝ前に斃れて再び蘇生らなかつた。

其「愛國者」は頓て捕はれた。それは白面無名の一青年に過ぎなかつた。けれども、大戰四年の間民心の愛國的統一を破ることを恐れたフランス政府は此の「愛國者」を未決監内に封じたまゝ、之を公判に附することを敢てしなかつた。けれども、一九一八年戦争が遂に聯合國の決定的勝利を以て終つたとき、而してフランス國內がすべて戰勝の光榮に酔ひ、愛國の精神に燃え上つたとき、政府は遂に公判を開くべく決意した。無論其公判には陪審員が附けら

れた。而して其の陪審員も亦すべてフランス國民の一員として戰勝の光榮に酔つて居た。愛國の精神に燃えて居た。彼等の面前に置かれた被告人は殺人者である。けれども、彼は今彼等フランス人に向つて最大の光榮を與へた所の此大戰を豫め防ぎ止めようと努力した「反逆者」「公敵」ジョーレスを斃した「愛國者」である。彼等がどうしてか能く彼を刑することが出来よう。彼等は果せる哉遂に「無罪」の評決を與へたのである。

愛國者たる殺人者は遂に陪審官の愛國的精神に依つて救はれて釋放された。彼は欣々然として彼の家庭に歸つた。けれども、翌日其報が一度フランス全國に傳はつたとき、フランス労働者は一擧に立つて陪審官を攻撃した。さうして、すべての都會に於ては盛なる示威運動が行はれた。

其結果釋放された「愛國者」は遂に民衆の襲ふ所となつて、國外に逃がれ去つた。彼は國家に依つて無罪を宣告された。けれども、民衆の陪審に依つて終に追放に處せられたのである。私は當時恰もフランスに在つて目の當り此事件を見た。さうして陪審制度の時代は既に過



ぎ去つたと云ふことを深く／＼考えさせられたのである。

## 五

過去に於て、社會主義者も亦陪審制度の採用を要求した事例はある。

例へばスウェーデンの労働組合聯合は一八八二年の綱領中に陪審制度の採用なる一項を加へ、又一八九七年同國の社會民主労働黨は同一の要求を綱領の中に加へて居る。

けれども、陪審制度は結局に於てブルジョアの的デモクラシー國家の物たるに過ぎない。それは專制君主と其官僚との手より司法權を奪はんとして生まれたものである。而して、それ自身として此制度は明かに其の目的を達した。従つて、ブルジョアの的デモクラシー國家としては、議會と同様少くとも此陪審制度を有することが體面上必要なのである。けれども、嘗て此制度が現はしたと同じ效能を今や全く態様を異にするに至つた現代の社會に付いても亦同様に期待することは極めて愚だと云はねばならない。今日、吾國の國民が司法權に對して抱

きつゝある不満は、決して此の制度に依つて取り除かれるものではない。何となれば嘗て此制度に依つて取除かんとした不満と今日抱かれつゝある不満とは全然其種類を異にして居るからである。

今日、一般國民が刑事裁判に對して放ちつゝある不平の聲は所謂人權蹂躪の非難である。

檢事横暴の攻撃である。而して又無産者の立場よりすれば、所謂官選辯護人制の不備は最も攻撃せらるべきものとする一でなければならぬ。此等の非難を除くが爲めに考究すべき先づ第一の事柄は言ふまでもなく人權蹂躪乃至誤判に對する國家賠償責任の問題である。又次に考究されなければならぬ緊急事項は起訴制度の改善である。吾々は今日名もなき無産階級の犯罪人が十把一束に捕縛せられ、起訴せられ十分の辯護もなしに裁判せられて獄に投ぜらるゝを見る。然るに同じ吾々は他方に於て有産者權力者の犯罪は刑事政策的起訴猶豫なる美名の下に暗々裡に免され終ると云ふ許すべからざる不正の事實を目撃する。嘗て專制君主の暴政的司法制度に向つて放たれたと同じ攻撃は今や此檢事の不正なる有産者乃至權力者庇護



に向つて放たれねばならないのである。

然るに、政府は陪審制度なる過去の空しき美名を追ふことにのみ熱心であつて、此の現實の不正を救ふべく何等の努力をもして居ない。ブルジョアのデクラシー國家の病弊はかくして明かに現下の吾國政治の上に現はれて居るのである。

翻つて更に無産者の立場を考へよう。有産者は今や陪審制度の樹立に依つて一層其地位を改善することが出来た。彼等は優秀なる辯護士に依頼して陪審官の前に幾多の有利なる辯護を爲さしむることが出来るであらう。かくして陪審官を動かすことに依つて刑を免るべき機會は今や彼等の爲めに甚しく増加したのである。之に反し、無産者には到底其の同じことが出来難い。そのみではない。從來とても無産者は満足な辯護人を依頼することすら出来ずに居るのだ。彼等は僅かに官選辯護人の不親切な形式的な辯護を受くべき機會を與へられて居るに過ぎないのだ。若しも今日政府にして無辜の民を救はんとするの誠意あらば、彼が今や陪審制の爲めに費さんとする數百萬の國費を以て、此等の憐むべき貧困なる被告人の爲め

に完全なる無料辯護の制度を確立すべきである。

然るに、今の政府は空しき名の爲めに數百萬の國費を浪費しようとして居る。さうして眞に今日救はれねばならぬ病弊を除去すべく何等の努力をもして居ない。是れが果して善き政治であらうか。美しき國家の爲すべき所であらうか？

私は近日改めて國家賠償問題、起訴制度の改善其他司法制度全般の改革を論ずる豫定であるが、取り敢えず茲に今日陪審制度を採用することは現實問題として全く無意味であり、且反つて有害であることを論じて置く次第である。



婚姻に關する法律と女子職業問題



法律は吾々の道德則ではない。法律を以て吾々日常の行爲の準則なるが如くに考へるのは決して正しい考へ方ではない。無論法律を作る人々——「法律を作る」と云ふ言葉は精確に云ふと正しくない、寧ろ「法律の生成に向つて多少の動力乃至方向を與へる」と云つた方が正しいかも知れぬ——法律を適用する人々は出来るだけ一般人の道德的要求に適合するやうに法律を作り法律を動かすべく努力すべきである。併し法律そのものが吾々の道德則になることは絶対にあり得ない。否あつてはならないと私は固く信じて居る。あれは國家の法則である。吾々が國家と其の役所並に役人との前に出たときに初めて適用を受ける規則である。吾々の日常生活は法律の外に立つて吾々の良心と常識とに導かれつゝ進行し發展するのである。

此故に、例へば婚姻に關する現行法律の如何は吾々の婚姻生活に向つて何等の規準を與へるものではない。現に毎日幾百千の婚姻が成立する。而かも其中の大部分は終始殆ど全く法



律とは關係なしに經過する。法律の厄介になる婚姻は寧ろ例外である。恐らくは千中一乃至は萬中一の例外に過ぎないであらう。

然るに法律萬能の思想を抱いた人々——それは無論法律家や役人の間に多いが概して普通人の特徴である——はともすれば吾々の日常生活則法律現象なりと考へる。従つて例へば婚姻法は即ち婚姻道德律の記載でなければならぬと考へ雇人對主人の關係に關する法律は即ち所謂主従の美德を記したものでなければならぬと主張する。其結果彼等の間から夫唱婦從の「美德」を高唱する法律論が生まれ、温情主義の勞働政策論が生まれるのである。彼等は「法律萬能非なり」の假面を被つて、夫婦法廷に争ふを非なりとし、主従法律を以て相争ふを不可なりとする。それが爲め彼等は一般に夫婦相互の關係が法律を以て詳細正確に規律されることを嫌ひ、勞働法規を以て主人雇人の關係が厳しく規律されることを恐れる。彼等はこれが爲め夫婦間の美德が傷けられ主人雇人の徳性が害されると主張する。併しながら、彼等の此の種の考へ方は實に彼等自らが法律萬能思想に捉はれて日常の生活現象則ち法律現象なり

と考へて居ることを表白するものに外ならぬ。彼等は明治時代の特異な現象を以て正常のものゝ如くに考へ、今日尙法律は以て國民を指導すべきものなるが如くに考へて居る。従つて法律を以て夫婦の關係を詳細に規定することは即ち夫婦の日常關係をして徒らに法律的ならしむる所以だと考へて居る。是れが今日尙可成りに廣く行はれて居る明治傳來の「淳風美俗」論者の考へ方である。

併しながら、此の種の考へ方は「法律萬能非也」の假面に隠れ「淳風美俗」乃至「温情主義」の美名をかざしつゝ、實は弱者の不合理なる屈從を基礎とした舊來の制度法律を今後に向つて長く保持せんとするものに外ならぬ。私は必ずしも彼等を目して惡意だとは云はぬ。乍併彼等が不知不識の間に舊來の不合理な屈從的組織を辯護するの結果に陥れることを非難せねばならない。若しも世の中の主人のすべてが温情的であるならば法律は要らぬ。又若しもすべての夫が淳風美俗的な立派な人ならば法律は要らぬ。彼等は敢て法律を待つ迄もなく其雇人を愛し其妻を尊敬するに違ひない。法律は彼等にとつては全くの無關係物に過ぎぬ。所が世



の中には彼等以外に尙法律の干渉を要すべき主人があり夫があるのである。

二

法律は弱者保護の働きをするものである。かう云ふと、人は必ず反對するに違ひない。「否法律は強者が弱者を體裁よくいぢめる道具に外ならぬ」と成程結果だけから見ると、それは明に一面の眞理を語るものである。併し、私はそれは寧ろ「法律を作る人々」が強者乃至彼等に依つて支持されて居る者だけから成立つて居る結果だと謂ひたい。例へば現在の吾國の如く法律其他政治が全く資本家の意のまゝに動いて居る限り、それが彼等にとつて甚しく不都合なものになる筈がない。彼等は法律に依つて弱者に保護を與へようとする。併しそれが彼等自らの利益を甚しく害すべきものなるとき彼等は決して其の法律を成立せしめようとはしない。従つて、法律が強者のみに依つて作られて居る限り、弱者の之に依つて受ける保護は其の絶對的價値に於て決して完全なものでなく又公平なものでもあり得ない。併し、之を相對的に

觀察すれば、それでも尙なきに勝るだけの働きはある。弱者は之に依つて強者の理不盡な暴力から免かれることが出来る。絶對的に見れば常に完全と見ることの出来ない法律が何時の世にも力をもつて存在するのは實にそれが爲めである。

例へば婚姻の法律にしても、それは決して夫婦の婚姻道德を記載したものではない。それは寧ろ、夫婦の何れか一方が——其の法律に體現された——國家の目から見ても如何にも不當に振舞つた場合に、それが爲め不當に害を受けた者を救ふことを目的としたものである。其所で舊來の習慣及び現在の社會組織上婚姻生活の強者たる夫が妻に向つて不當に振舞つたとする。其の場合其の憐むべき妻を救ふものは、正に法律とこれを動かす裁判所とでなければならぬ。

其の憐むべき弱者を救ふ所に法律の最も大きな働があるのである。法律を作る者法律を動かす者は常に其點を目標として動かねばならぬ。



婚姻は人間の性慾を基礎とした制度である。従つて「種の保存」が婚姻制度の主眼でなければならぬのは勿論である。又婚姻は男女愛情の發露である。相互に愛なき者の性交は殆ど賣淫に均しい。併しながら、婚姻生活は無論性交を以て唯一の目的とするものではない。婚姻は常に同時に夫婦の共同生活を意味する。夫婦は各々其得意とする所に従つて分業しつゝ、互に共同生活を營む。其所に婚姻の大きな目的の一がある。

私は今茲に此最後の結婚生活上の夫婦の分業と云ふことを中心として婚姻の法律を考へて見たいと思ふ。

從來吾國の習慣に依ると、妻は殆ど例外なしに「良妻賢母」たるべく要求されて居る。特に職業的能力ある女でも一度結婚すると以後は「良妻賢母」として家庭を守るべく要求されてゐる。彼女が從來の職業を結婚後も尙繼續することは多少の例外を除く外普通は世間の非難

的——否少くとも噂の種——となるのが現在の實際である。無論、夫は外にあつて収入を得、妻は内に在つて家事の整理と子女の育成とに従事することは敢て吾國のみに限つた特例ではなく、寧ろ世界各国普通の例と見るべきであらう。又事の性質上此の分業は先づ合理的と見ることが出来やう。

併し此種の分業形式は其當然の結果として妻の夫に對する經濟的倚依を惹起す。成程一家の収入即ち經濟的基礎が専ら夫の力に依つて作られて居る事は、正常の場合に於ては確かに妻にとつて幸福である。妻は夫の収入に信賴して安んじて一家の經營を立てることが出来る。けれどもそれは正常の婚姻生活に付いてのみ望み得る事柄たるに過ぎぬ。一度不良な夫に對するときかくの如き信賴の忽ちに裏切られるのは極めて明瞭な事柄である。

先づ第一に、夫が何等正當の理由もなしに妻を離婚したとする。無論現行法は形式上濫りに妻を離婚し得るものとはして居らぬ。妻の同意あるか又は法律を以て定められた一定の原因あるにあらざれば妻を離婚することは出来ない。けれども、弱者の強者に對する「同意」が多く



の場合に於て、實は「強制せられたる同意」に過ぎずして眞實自由意志に基くものにあらざることは極めて見易き事實である。吾國は世界で有名な離婚國である。而して其離婚の大多數は統計上夫婦相互の合意に依つて行はれて居る。けれども、其所謂合意は多くの場合決して自由の合意ではない。所謂家風に合はぬと云ふ理由で追ひ出される場合でも又は夫の不行跡に因る已むなき離婚の場合でも、形式上は自由意思に基く協議離婚として戸籍吏に届出でられるのが現在の實際である。従つて、離婚に因つて以後の生活を脅かさるゝの虞なき者——それは原則として夫である——は敢て離婚を恐れない。而して協議離婚の名目の下に法律上それを容易に決行し得る。

妻は夫に信頼して只管力を盡して家庭を守る。然るに不良な夫が一度其妻に愛を失つたとき、彼は自由に妻を離婚することが出来る。彼は之に依つて世間的に餘り多くの非難を受けないのみならず、經濟生活上毫も明日を恐れる必要がない。反之かくして追ひ出された妻はどうして明日の生活を立てることが出来るか？ 彼女は「良妻賢母」として家庭を守つて來た。

彼女が職業婦人として獨立の經濟的能力を有することは通常の場合先づない事柄である。よしんば結婚の際には立派にあつた職業能力でも永年の「良妻賢母」生活の結果多くは最早それを失つて仕舞つて居る。かくの如く經濟的能力の不均衡な者の間にどうして自由な平等な協議が成立するか？ 彼等が協議に依つて自由の離婚をしたと云ふ。外觀上其名は美しい。けれども、一度實質に立入つて觀察するとき何所に「自由」があるか？ 何所に「協議」があるか？ 強者と弱者との間に自由競争を許すとき弱者は常に強者の強制の下に立たねばならぬ。其の事は第十八世紀の個人的自由主義が第十九世紀前半以降如何に多數の不幸なる賃銀奴隷を生み出したかを見ても容易に解ることである。

第二に、同じ理由によつて、縱令法律は一定の原因ある場合には夫婦の何れからでも離婚の訴へが出来ることと定めて居ても、實際上經濟的弱者たる妻から離婚を訴へることは極めて困難である。成程統計書の示す所に依ると、離婚の訴は妻に依つて提起されたものが多數を占めて居る。併しながら若しも此の事實を見て現行の離婚訴訟制度が充分能く妻を保護して居る



と考へる人があれば、それは甚しき短見である。吾國現在の實狀を見ると、離婚の大多數は上述の協議離婚である。而して此の協議離婚が事實上夫にとつて妻に對する離婚強制權になつて居る以上夫が其の妻を離婚せんとするに際して、態々面倒な訴訟をする筈がない。彼は輕便なる「協議離婚」に依つて妻を追ひ出すことが出来る。此の故に離婚の訴が統計上寧ろ妻に依つて利用されて居ると云ふ外形的事實のみに信賴して如上の結論を下してはならぬ。

經濟上の弱者である妻、再婚を以て罪惡なるが如くに見られて居る妻、彼女がどうして容易に離婚を決心しよう？ 妻には職業能力がない。婚姻前には其能力ありたる妻も今は既にそれを失つて居る。離婚もよからう。併し明日はどうして生きるか？ かく考へるとき、憫むべき妻は「死」よりも寧ろ「暴虐なる夫」を選ばねばならぬのは當然である。夫の不徳暴戻、あらゆる罪惡を看過しつゝ、も尙彼女は「生」を得なければならぬ。呑氣な法律は「配偶者が重婚ヲ爲シタルトキ」配偶者ヨリ同居ニ堪ヘザル虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケタルトキ」配偶者ヨリ惡意ヲ以テ遺棄セラレタルトキ」配偶者ノ直系尊屬ヨリ虐待又ハ重大ナル侮辱ヲ受ケ

タルトキ」等に妻は夫に對して離婚の訴が出来ると定めて居る。併し、若しも離婚すれば食ふことの出来ない妻がどうして容易く離婚を訴へるか？ 彼女がせめてもの「生」を得んが爲めにあらゆる侮辱と虐待とを忍ばねばならぬのは見易き事實である。

かく考へて見ると、現在の協議離婚制は事實上妻を追ひ出す道具に使はれて居り、離婚の訴は又事實上妻をして夫の暴虐より逃がれしめることが出来ない。而して其の根本的原因是妻の經濟的能力の薄弱にあり、而も夫婦の共同生活上の分業形式は原則として必然の妻の職業能力を奪ふものなることを考へると、婚姻法改正の根本として財産的問題を充分に考慮する必要があると思ふ。

従つて現在歐米に行はれつゝあるが如く、相手方の過失に因つて離婚すべく餘議なくされた者に損害賠償の請求權を與へる制度は現行婚姻法改正の根本として大に考慮を拂ふ必要があると私は考へる。かゝる不幸な配偶者——主として妻——に損害賠償を與へる制度は吾國に於ても現在既に「内縁の夫婦」に付いて認められて居る。所謂貞操蹂躪の訴として新聞紙面



を賑はすものが即ちそれである、それならば正式の届出をした普通の夫婦に付いても同じことが認められてもいゝ譯であると私は考へる。

金に付いて偽善者である日本人は離婚と損害賠償との間に因果關係をつけて考へる事を或は潔しとしないかも知れぬ。併し以上の説明に依つて現行離婚法の根本的缺點が妻の經濟的無能力に存する事に氣付かれた讀者は恐らく私の此考へに一應耳を傾けられる事と思ふ。

#### 四

次に、妻の夫の財産に對する權利のことを考へねばならぬ。

世間普通の人々は、夫の物は妻の物、妻の物は夫の物だ、と呑氣に考へて居る。世の中多數の婚姻生活は實際上かゝる考への下に旨く行はれて居る。吾々はかゝる正常の場合にまで法律を立ち入らせし、法律的に正しく云ふと實は之れ／＼でなければならぬ、と云ふやうな考へ方はしたくない。けれども、夫婦の財産關係に付いて一度問題の起つた場合に之を裁く

べき現行の法律に依ると、それは世間普通に考へられて居る所と著しく異なつてゐるのであつて此の點だけは充分讀者の注意を乞はねばならぬ。

現行法に依ると、夫の財産と妻の財産とは全然別物である。併し、夫は一方に於て婚姻生活上の費用を負擔する義務あると共に、他方に於て妻の財産に對して使用收益管理の權利を持つて居る。而して妻は自己の財産ですら夫の許可なしには完全に之を處分し得ないのを原則とするのみならず、夫の財産に對しては何等の權利をも持つて居らぬ。而して「夫婦ノ孰レニ屬スルカ分明ナラザル財産」の如きは反證なき限り夫の財産と推定されることになつて居る。

従つて夫と圓滿なる婚姻生活を續けて居る限り妻の經濟的地位は特に甚しき不安を感じないけれども、例へば一度夫が収入のすべてを遊興に浪費しつゝ、妻の財産の收益亦之を自己に收めて妻子に對して充分なる扶養の義務を盡さゝるとき、妻が夫と離婚せねばならぬとき、又彼と死別れねばならぬとき、經濟的地位の不安は忽ちに彼女を脅すのである。



殊に彼女が夫と死別した場合の如き、從來は夫婦の財産は共用のものと呑氣に考へて暮して居た。夫に巨萬の富がある、それが出來たのも妻の内助の功あればこそである。従つて夫の死後は妻は當然其の富に依つて安樂に暮し得るものと呑氣に考へて居た。然るに、法律に依ると事は全く反對である。夫の富は夫の富である。それは夫の相続人——多くの場合其長男——に依つて相続されるのであつて妻には一文も來ない。無論普通の場合相続した子供は母に向つて手厚い孝養を盡すであらう。けれども、世の中には親孝行の子ばかりは居らぬ。親不孝者も相続すれば、繼子が相続することもあり、又妾腹の庶子が相続することもある。かかる場合夫が特に遺言を以て財産の幾分を遺せば格別、然らざる限り妻は一文も貰ふことは出來ぬ。不孝の子、繼子、庶子等の爲めに冷かなる貧しき扶養を受け得るに過ぎぬ。又法律上は扶養を受け得るとしても訴訟までもしなければ事實上之を受け得ないやうな場合が少くない。現行法上夫に先立たれた妻の地位は何と恐しいものではないか？

此故に、寡婦に相続權を與へることは最近文明國の法律の均く採用する制度である。其他

一般に妻の財産的地位を確保することは妻保護の方策として必要缺くべからざるものとされて居る。從來法律家や道德家は動ともすれば「夫婦は同體」なる美名の下に妻の財産的地位の確保を粗略にする。「子は親に孝行なるべきもの」と主張すると共に直に「すべての子は親孝行なり」と妄斷して、寡婦を不孝の子より救ふことを考へない。又家族制度なる空しき名にあらがれて庶子の相続權を是認し、之が爲め寡婦となつた正妻がみじめな地位に立ち到ることを多く意としない。

而して其のすべては「法律は家庭に入るべからず」と云ふ表面的理由の下に全然法律的顧慮の外に置かれて居り、さうして道德家は「夫婦同體」とか「子は親孝行なるべし」とか空しき道德的教訓を雨下せしめて事を片付けようとして居る。

けれども、妻をして安んじて「良妻賢母」たることを得しむるが爲めには、縦令不良の夫不孝の子が出來ても驚かないだけの安全なる經濟的地位を彼女の爲に確保せねばならぬ。普通の夫普通の子に對するとき其所に何等の法律的干渉を必要としない。法律は不良の夫不孝



の子に對して切めて必要となるのである。此の故に私は云ひたい。道德家よ益々汝の教訓を  
雨下せしめよ。そは事に何等の害なし。併しながら諸君はかるが故に法律を疎んずる理由は  
少しもない。法律を以て妻を不良の夫より救へ、母を不孝の子より救へ。傳ふる所に依ると  
世の「淳風美俗」論者は親不孝の子を重く罰すべき法律を作らうと考へて居ると云ふことであ  
る。併し、刑を以て徳を興さんとする彼等の考へ、又法を以て妻の財産的地位を確保すること  
は夫婦の間を疎隔せしむる所以だとする彼等の考へ、そは何れも彼等自らの口に非なりとす  
る「法律萬能思想」の現はれに過ぎない。  
「生命」を尊重することを忘れて「道德」を説くは抑も事の根柢を過れるものと云はねばなら  
ぬ。

## 五

以上の記述に依つて、恐らく讀者は、婚姻に關する法律と女子職業問題との間に極めて密

接な關係のあることに氣付かれたことと思ふ。

第一に、現在の如く法律が充分に妻の地位を確保して居ない以上、不幸にして不良の夫を  
もつた妻は自衛策として優に自ら自活し得るだけの職業能力を持つて居らねばならない。何  
となれば然らざる限り彼女は「生」を得んが爲めあらゆる屈辱を忍ばねばならぬことになるか  
らである。

併し、翻つて考へると、婚姻の結果たる夫婦の共同生活が自ら夫婦の分業を呼び起す以上、  
妻に向つて完全なる職業能力の維持を要求することは今後と雖も恐らくは事實上不可能であ  
らう。して見れば、不良の夫に對して充分に妻の地位を確保し得べき法律上の保護手段を設け  
ざる限り、妻は永久に夫の暴虐の下に屈從せねばならぬ。而して「夫唱婦從」の美名の下に故  
なく妻をして暴戾なる夫の奴隷たらしむることは決して「淳風美俗」ではない。

「淳風美俗」とは人々が敢て法律の干渉を待つまでもなく自己の良心と常識との命令に従ひ  
つゝ而かも成るべく他人を犠牲たらしめずして生活するを云ふのである。妻をして「生命」と



引き換へに不良なる夫の暴虐を堪へ忍ばしむることは決して「淳風美俗」ではない。私は世の「淳風美俗」論者に向つて此の點を三思されんことを希望するのである。

第二に、又私は「良妻賢母」主義者に向つて一言せねばならぬ。妻は婚姻生活上の自然的分業の結果として——特に諸君の教訓を待つまでもなく——恐らくは永久に「良妻賢母」として止まるであらう。妻が家庭を他所にして職業能力の維持發達に努力するやうなことは先づ原則としてはないことであらう。乍併妻が一度不幸にして不良の夫を持つた場合の保護手段、又彼女が不幸にして夫に先立たれた場合の保護手段が法律に依つて適當に講ぜられない限り彼女に向つて「良妻賢母」を要求することは濫りに人の「生命」を蔑視するものである。舊來の道德家は屢々人が如何にして生くるかの問題を度外視して道德を説いた。世の「良妻賢母」主義者の中にも私は屢々其例を見ることが出来る。併し私は云ひたい、彼等にして若し婚姻生活の圓滿を要求するならば先づ妻に向つて「生命」の保障を與へねばならぬ。而して其の保障は法律の力に依つて充分に之を與へることが出来る。かくしてこそ初めてすべての妻をして安

んじて良妻たり賢母たらしむることが出来るのである。

此故に徒に「淳風美俗」を説いて法律を疎じてはならぬ。法律を以て妻の地位を確保することとは決してすべての婚姻生活をして法律化せしむるものではない。法律は唯例外の場合に對する非常保護の手段である。婚姻法を完備して妻の地位を確保することは以て眞の「淳風美俗」を來す所以なのである。然らずして法律を疎んぜんとする者の如きは寧ろ之を法律萬能論者だと云はねばならない。次に又人の生命を蔑視して濫りに「良妻賢母」を要求してはならぬ。之を要求せんとするものは先づ妻の「生命」を確保せねばならぬ。彼等の地位を法律に依つて保全せねばならぬ。然らざる限り彼等の要求は永久に失敗に終らねばならぬ。



大正十三年七月一日  
 大正十三年六月二日  
 大正十三年五月三日  
 大正十三年四月四日  
 大正十三年三月五日  
 大正十三年二月六日  
 大正十三年一月七日  
 大正十三年一月八日  
 大正十三年一月九日  
 大正十三年一月十日  
 大正十三年一月十一日  
 大正十三年一月十二日  
 大正十三年一月十三日  
 大正十三年一月十四日  
 大正十三年一月十五日  
 大正十三年一月十六日  
 大正十三年一月十七日  
 大正十三年一月十八日  
 大正十三年一月十九日  
 大正十三年一月二十日  
 大正十三年一月二十一日  
 大正十三年一月二十二日  
 大正十三年一月二十三日  
 大正十三年一月二十四日  
 大正十三年一月二十五日  
 大正十三年一月二十六日  
 大正十三年一月二十七日  
 大正十三年一月二十八日  
 大正十三年一月二十九日  
 大正十三年一月三十日



定價金貳圓六拾錢

著者 末弘 殿 太郎

發行者 山本 美

印刷者 東 勇 作

東京市芝區愛宕下町一丁目一番地  
 東京市小石川區久堅町一〇八番地

東京市芝區愛宕下町一ノ一

改 造 社

振替東京八四〇二番

發行所

電話芝(一六三八) 四三〇三四番

東京株式會社博文館印刷所印



KI62-20

厨川白村著 (二月末日出來)

苦悶の象徴

四六判 定價壹圓五拾錢  
上製 送料 拾五錢

倉田百三著 (二月十五日出來)

超克

四六判 定價貳圓貳拾錢  
上製 送料 拾七錢



終